

日本知的障害者福祉協会だより

(NO.65/平成 25 年 4 月 11 日)

[発行] 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

〒105-0003 東京都港区浜松町 2-7-19 KDX 浜松町ビル 6F

TEL : 03-3438-0466 FAX : 03-3431-1803

◆障害者差別禁止法の制定について

4 月 10 日、公明党内閣部会・厚生労働部会・障がい者福祉委員会合同会議が開催され、「与党・障害者の差別禁止に関する立法措置ワーキングチーム」などでの検討を踏まえた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（仮称）」について、関係団体への説明が行われました（同様に 4 月 15 日に自由民主党においても障害者特別委員会が開催され、同法律案についての説明が行われる予定です）。

今後、今回示された与党ワーキングチームの骨子案を踏まえた法律案の作成が行われ、4 月 23 日の与党政策責任者会議を経て 4 月 26 日に閣議決定を行い、今通常国会に法律案を提出する予定です。

◆◆法律案の骨子◆◆

(1) 法案の基本的位置付け

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の規定を具体化する立法として位置づける旨を目的規定において明記する。

(2) 法律の名称

法律案の名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」とする。

(3) 差別禁止の義務付けについてにあたっての基本的考え方

差別の禁止の規定を具体化するものとして、「作為による差別に係る「差別的取扱い」と「不作為による差別に係る「合理的配慮の不提供」の禁止規定を置く。

(4) 差別的取扱いについて

法律案では、「差別的取扱い」を禁止する趣旨から、「障害者に対し、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」という旨の規定を置く。

(5) 合理的配慮の義務づけについて

「合理的配慮の不提供」の禁止を義務付けることについては、国の行政機関及び地方公共団体の事務・事業(※)については法的義務を課すが、民間事業者については私的自治の点に配慮し努力義務として、意識啓発・周知を図るための取組みを進めることとし、法的義務とするか否かは、法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を行った上で検討する。

※国公立の学校・福祉施設等を含む。

※雇用分野については、障害者雇用推進法の改正により、事業主に対して「合理的配慮の提供」を法的義務とする方向で検討する。

(6) 具体的な対応について

- 法律案による民間事業者の具体的な対応については、事業分野別の指針（ガイドライン）により定める。指針においては、不当な「差別的取扱い」等についてわかりやすい例示等を行う。

なお、指針においては「差別的取扱い」の具体的事例や「合理的配慮」の好事例を提示することが考えられる。このほか、個別性が強い分野については、民間事業者が合理的配慮を行う上での視点等を示すことが考えられる。

- 上記の指針に関しては、各事業分野の主務大臣とし、指針策定にあたっては、あらかじめ障害者や関係事業者等の意見を聴くものとする。
- 国の行政機関の長及び地方公共団体の機関等は、法律案に基づく具体的な対応について当該機関における取組に関する定めを策定することとし、その策定にあたっては、あらかじめ障害者の意見を聴くものとする。
- 内閣府において基本指針を作成し、ガイドライン等の基本となる考え方を示すとともに、ガイドラインの運用状況等の把握や基本指針の見直し等を行う。

内閣府が作成する基本方針案について、障害者政策委員会や関係事業者等の意見を聴くことを規定する。

(7) 法的効力について

- 本法律案に違反する行為に係る法的効力については、民事法上の効果（例：損害賠償請求、契約の無効等）は規定せず、行政措置により実効性を確保する。

※民事法上の効果は、民法等の一般規定に従い個々の事案に応じて判断されることになると考えられる。

- 一般私人間の行為や個人の思想や言論には、本法案の法的効力は及ばないものとする。なお、行政が、一般私人に対する普及啓発を行うことを規定する。

(8) 実効性の確保について

- 行政措置による実効性の確保として、主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告の規定を置く。
- 民間事業者が上記の報告徴収に従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料を課すものとする。
- 民間事業者の努力義務と規定されている「合理的配慮の提供」に関しても、行政措置の対象とする。

(9) 行政による紛争解決・啓発について

- 本法案に違反する行為に係る行政による紛争解決については、行政肥大化の防止等の観点も踏まえ、新たな紛争解決機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとする。
- 障害者支援施設の立地をめぐる反対運動等のケースを踏まえ、行政において障害者支援施設の認可に際して住民の同意を求めないことや、行政が住民に対して啓発を行うことが考えられる。

(10) 法の施行

本法案の施行は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとする。

（本法案の施行に関しては、国民への周知期間を適切に確保するため、3 年間の準備期間を設ける。）